

## 川崎認定保育園保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

28川こ保第2249号

平成29年4月1日市長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、川崎認定保育園事業実施要綱第2条第1号に規定する川崎認定保育園を運営する法人又は個人が保育士の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を補助することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 川崎認定保育園保育士宿舍借り上げ支援事業補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、川崎認定保育園（川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28川こ保第29号市長決裁）に規定する川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金の対象となる認可外保育施設を除く。）を運営する法人又は個人（以下「事業実施者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業実施者が、保育士宿舍（以下「補助対象施設」という。）を借り上げていること。ただし、事業実施者に雇用される保育士が賃貸借契約を締結し居住している賃貸住宅について、住居に関わる手当（以下「住居手当」という。）を支払っている場合は当面の期間、同様の扱いとする。
- (2) 事業実施者が、第4条の規定により補助対象となる保育士（川崎認定保育園事業実施要綱第2条第2号の規定により有資格者とみなされる看護師、准看護師、助産師若しくは保健師を含む。以下「補助対象保育士」という。）を前号の補助対象施設に居住させていること。
- (3) 事業実施者が、保育士の就業継続のための研修への参加を奨励するなど、保育士の就業継続に努めていること。

(補助対象施設の要件)

第3条 補助対象施設は、補助対象保育士が居住する家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設（以下「宿舍」という。）とする。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、事業実施者に採用された者で、川崎認定保育園に勤務する常勤保育士のうち、採用された日から起算して5年以内の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象保育士としないものとする。

- (1) 川崎認定保育園の施設長である場合
- (2) 「子育て安心プラン」に参加する市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舍借り上げ等に類する事業の事業実施対象者と同居をしている場合

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象保育士の入居期間中の家賃（住居手当として支払っている場合はその額）
- (2) その他市長が必要と認める経費

2 事業実施者が補助対象保育士から前項各号に掲げる経費の一部を徴収している場合の補助対象経費は、同項各号に掲げる経費から当該徴収金額を減じて得た額とする。

(補助額)

第6条 市長は、別表に定める基準により算出した額（以下「補助額」という。）を事業実施者に補助するものとする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行うものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 事業実施者は、この要綱に定める補助金の交付を受けようとする場合、四半期ごとに、川崎認定保育園保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象保育士が勤務する施設ごとに、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象保育士に係る不動産賃貸借契約書の写し
- (2) 給与明細書の写し
- (3) 法人が家賃を振り込んだことを証する書類の写し、又はこれに代わる書類の写し。  
(第2条第1号本文の規定に該当する場合)

(4) 事業実施者が保育士に住居手当を支払っていることがわかる書類の写し（給与明細等）（第2条第1号ただし書きの規定に該当する場合）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定及び額の確定（以下「交付の決定等」という。）を行い、川崎認定保育園保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定等をする場合は、補助金を他の用途に使用してはならないことを条件として、付すものとする。

(交付の決定等の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定等の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (3) その他交付について不相当と認めたとき。

(返還命令)

第11条 市長は、前条の規定による交付の決定等を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があつた場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第13条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

補助額
一戸当たりの補助額は、月額20,000円（以下「補助基準額」という。）と第5条に規定する補助対象経費を比較し、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。